

第1章 盛岡市都市計画道路整備プログラムの背景と目的

1-1 計画策定の背景と目的

1. 計画策定の背景

平成12年度に策定した盛岡市都市計画道路整備プログラム（平成17年度一部見直し）の計画期間が終了するとともに、平成21年度に「もりおか交通戦略」の策定及び「将来道路網計画の検証」を行ったことを背景として、新たな道路整備プログラムを策定するものである。

盛岡市都市計画道路整備プログラム（既定計画）

都市計画道路を計画的に整備するために平成12年に策定した計画で、昭和61年度に策定した既定の将来道路網計画に基づき、平成12年度から平成21年度までの10年間に於ける都市計画道路の整備目標を定めたものである。

将来道路網計画の検証（もりおか交通戦略）

市総合交通計画の基本方針である「自家用車の利用を抑制し、公共交通・自転車の利用促進を図る」ための具体施策として平成21年10月に「もりおか交通戦略」を策定し、この中で、今後の交通施策を支える実現性を踏まえた計画として既定の将来道路網計画の検証を行ったものである。

2. 計画策定の目的

「もりおか交通戦略」で取組む中心市街地施策や公共交通施策を支えることを基本とした将来道路網計画の検証結果に基づき、計画的に道路整備を進めるとともに、限られた予算を有効活用し効果的かつ効率的に道路網の形成を図るため、本計画を策定するものである。

3. 計画期間

平成23年度～平成32年度

4. 検討範囲

検討範囲は、将来道路網計画の検証結果に位置づけられた市街化区域内を主体とする都市計画道路（見直し予定路線を含む）とし、次に該当する区間を除く路線とする。

国道、県道の区間

国道、県道の整備区間は、盛岡市内の交通のみならず広域的な観点から検討されるものであることから、本計画の検討対象路線からは除くこととするが、道路網としては相互に関連するものであることから、国又は県が事業主体となる道路整備計画との整合性を踏まえるものとする。

土地区画整理事業等の面的整備予定区域

これらの区域では、原則として市街地開発事業により都市計画道路が整備されることから、基本的には本計画の検討対象外とするものであるが、ネットワーク形成上の整合が図られるよう必要な調整を行うものとする。

1-2 盛岡市都市計画道路整備プログラム検討の進め方

新たな盛岡市都市計画道路整備プログラムの策定にあたっては、既定計画に基づく道路整備実績並びに「もりおか交通戦略」における今後の交通施策及び将来道路網計画の検証結果に基づき、以下のフローにより検討を行うものとする。

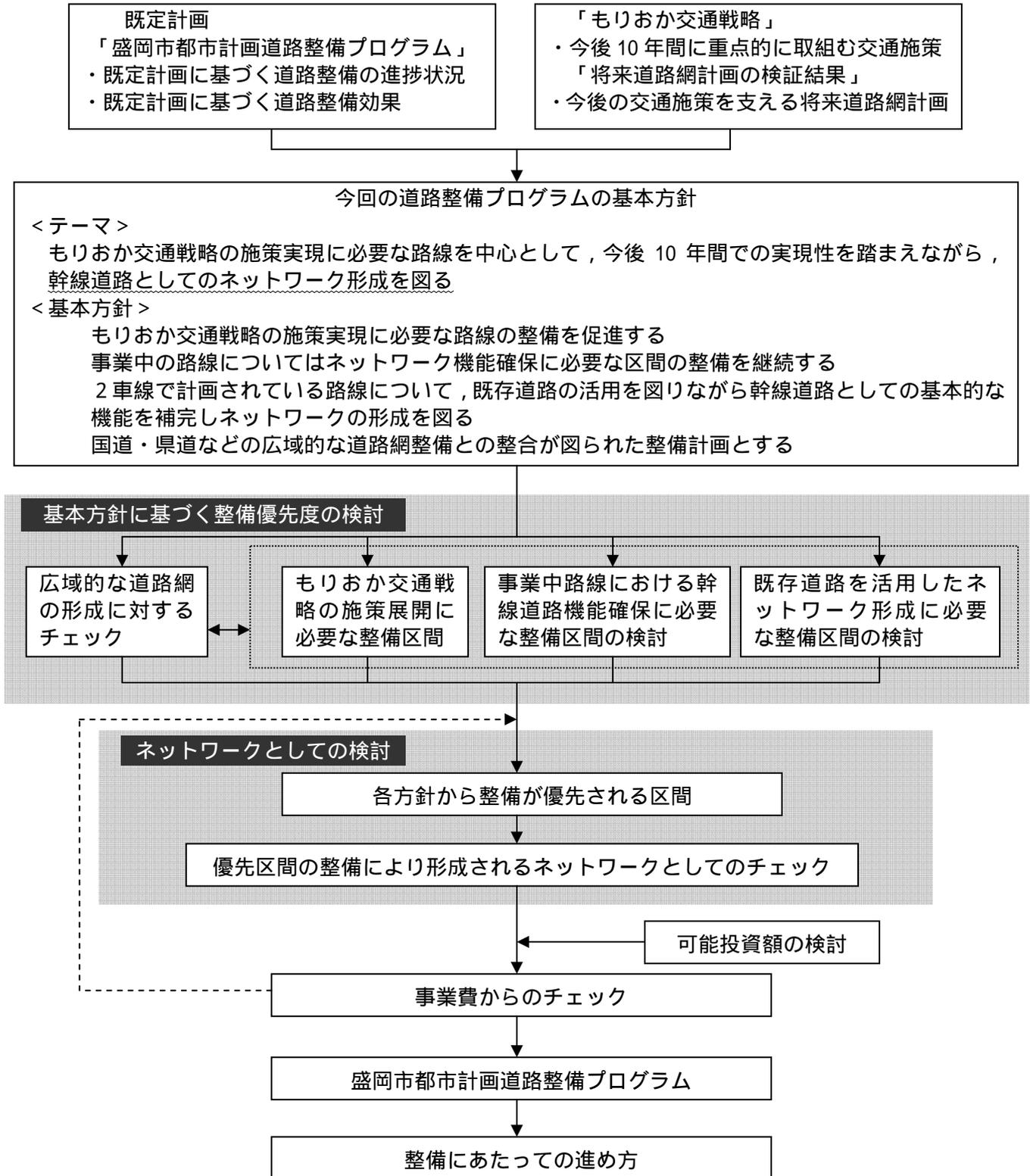


図2 盛岡市都市計画道路整備プログラム検討の流れ